

公益社団法人青森県介護支援専門員協会 倫理綱領

私たちは、介護保険制度の要である介護支援専門員として、その基本理念である「自立支援」「利用者本位」を忘れることなく、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、次の事項を念頭に置き、これを遵守します。

(人権の尊重)

- 1 私たちは、利用者の人としての権利を守り、利用者が地域社会や家庭において、自分の権利や意見を主張できるよう配慮するとともに、支援を通して利用者及び家族等との信頼関係を培います。

(利用者の権利擁護)

- 2 私たちは、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

- 3 私たちは、利用者が主体的に「生活の質」の維持・向上を目指すことを支援するため、同じ介護支援専門員や他の専門職と知識や経験を交換し、介護支援サービスの質と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

- 4 私たちは、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所あるいは特定の事業所・施設の利益のために不当に偏らないよう、公平・中立的な立場から支援を行います。

(社会的信頼の確立)

- 5 私たちは、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

- 6 私たちは、利用者の生活や身上に関する秘密を守り、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た情報を漏洩しません。

(法令遵守)

7 私たちは、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8 私たちは、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9 私たちは、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10 私たちは、利用者の意向を尊重しながら、最も効果的に保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、介護サービス提供事業者、保健医療サービス等との適切な連携を図るよう工夫します。

(地域包括ケアの推進)

11 私たちは、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12 私たちは、介護保険制度の要として、利用者の利益につながるよう制度上の課題及び問題点などについて積極的に提案し、介護支援サービスの質を高め、より良い社会づくりに貢献します。

平成27年5月2日

公益社団法人
青森県介護支援専門員協会